

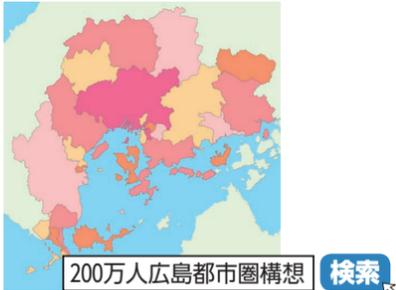


誰もが「住み続けたい」「住んでみたい」都市圏に 「200万人広島都市圏構想」の実現に取り組んでいます

広島市を中心に、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの24市町で構成する広島広域都市圏。圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に取り組んでいます。

圏広域都市圏推進課
(☎504-2017、☎504-2029)

人口減少・少子高齢化など共通の課題をもつ広島広域都市圏では、自分たちの市や町だけでなく、近隣24市町でさまざまな交流や連携を推進しています。その主な取り組みについて、経済・生活・行政の三つの側面から紹介します。



200万人広島都市圏構想 検索

経済面 ヒト・モノ・カネ・情報が巡る都市圏

圏域内での原材料や部品などの調達、圏域内の周遊観光などにより、ヒト・モノ・カネ・情報を圏域内で循環させる「ローカル経済圏」を構築し、経済活力とにぎわいを創出します。

中小企業の振興、成長産業の育成

- ・圏域内のもづくり企業とデザイナーを結び、ブランド化による競争力の強化
- ・圏域内のもづくり企業に専門家を派遣し、生産性の向上に向けた支援 など

観光客の誘客の推進、滞在型観光の拡大

- ・観光ルートの創出のための取り組みの実施
- ・「食」をテーマとした周遊イベントの実施
- ・外国人観光客のための無料観光体験プログラム 観光体験プログラム
- ・外国人観光客のための無料公衆無線LAN環境の圏域内への整備 など



観光体験プログラム

里山・里海産業の支援、「若者人材」の地産地活

- ・木質バイオマス^{*}を活用したビジネスモデルの推進や森林整備に関わる人材の育成
- ・圏域内企業への若者の雇用促進 など

^{*}間伐材などの木材を原料とした再生可能エネルギー

生活面 どこに住んでも安心して暮らしやすい都市圏

医療や教育、広域的公共交通網などの都市機能を圏域で共有します。

圏域内の公共交通網などの充実・強化

- ・公共交通や高速道路などの各市町を結び広域交通網の充実・強化 など
- ・安定的な医療サービスの提供
- ・圏域内を対象に、24時間365日体制で電話による救急相談を受け付ける「救急相談センター広島広域都市圏」の運営 など

行政面 住民の満足度が高い行政サービスを展開できる都市圏

圏域内の市町で役割分担・連携することにより、効率的で利便性の高い行政サービスを提供します。

地域医療・子育て支援・教育の充実

- ・圏域内の連携による夜間・休日の救急医療の確保、在宅医療相談支援窓口の運営
- ・保育サービス(病児・病後児保育、一時預かり保育)の広域利用 など
- ・結び付きやネットワークの強化
- ・首都圏のイベントなどを活用した圏域内への移住・定住の促進
- ・行政窓口での多言語通訳サービスの広域利用 など



病児・病後児保育

来年度から変わります

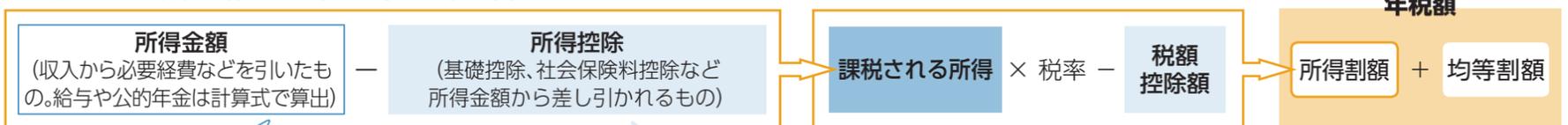
個人市・県民税の主な改正

税制改正によって来年度から変更となる、個人市・県民税の主な変更点を紹介します。

市市民税課(☎504-2263、☎504-2129)

●個人市・県民税の算出方法

※個人市・県民税は、前年の1月～12月の所得が対象です



個人市・県民税には所得割と均等割があります

給与所得などの計算方法の見直し

【給与所得】

給与所得控除額を一律10万円引き下げ。控除の上限額が適用される収入金額を1000万円(控除の上限額220万円)から850万円(上限額195万円)に引き下げ

【公的年金等の雑所得】

- ①公的年金等控除額を一律10万円引き下げ。公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合、控除の上限額を195万5000円に設定
- ②公的年金等以外の所得金額が1000万円超2000万円以下で10万円、2000万円超で20万円を①の控除額から引き下げ

【所得金額調整控除】

以下のいずれかに該当する人について、それぞれの算式で求めた額を給与所得から控除

- 給与等の収入金額が850万円を超える人で
 - ・本人が特別障害者
 - ・23歳未満の扶養親族がいる
 - ・同一生計配偶者か扶養親族が特別障害者
 }のいずれかに該当
 (給与収入(上限1000万円) - 850万円) × 10%

○給与所得と公的年金等の雑所得があり、その合計額が10万円を超える人

給与所得(上限10万円) + 公的年金等の雑所得(上限10万円) - 10万円

所得控除の見直し

【基礎控除】

一律33万円の控除額を43万円に引き上げ。合計所得金額が2400万円を超えると金額に応じて控除額を引き下げ、2500万円を超えると適用外

【配偶者控除・扶養控除】

同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額の要件を38万円から48万円に引き上げ

【配偶者特別控除】

配偶者の合計所得金額の要件を38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に引き上げ

【勤労学生控除】

合計所得金額の要件を65万円から75万円に引き上げ

【ひとり親控除】

婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子がいる合計所得金額が500万円以下のひとり親に控除額30万円を新設

【寡婦控除】

子以外の扶養親族がいる寡婦について、合計所得金額が500万円を超えると適用外

非課税範囲の見直し

○障害者、未成年者、寡婦、ひとり親が非課税となる合計所得金額の要件を125万円から135万円に引き上げ

○非課税限度額(個人市・県民税が課税されない限度額)の計算式を見直し

- ・均等割も所得割も課されない人(合計所得金額が次の算式で求めた額以下)
 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 10万円 + 21万円
- ・所得割が課されない人(総所得金額等^{*}が次の算式で求めた額以下)
 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 10万円 + 32万円

(同一生計配偶者や扶養親族がいない場合、それぞれ21万円、32万円の加算なし)

※合計所得金額から損失の繰越控除を控除した金額

詳しい改正内容やその他の変更点は、市ホームページで



市HP ■ ページ番号でさがす

188476